

総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和2年6月18日(木曜日)
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 0分 開議
午前11時13分 散会

付託事件

議案第80号, 議案第81号, 議案第92号(ただし, 別表中歳出中第3款, 第4款, 第7款及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く), 報告第29号, 令和2年請願第3号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第80号 水戸市市税条例の一部を改正する条例
- ② 議案第81号 水戸市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第92号 令和2年度水戸市一般会計補正予算(第3号)(ただし, 別表中歳出中第3款, 第4款, 第7款及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く)
- ④ 報告第29号 専決処分について(市長の期末手当の臨時特例に関する条例)

(2) 請願審査

- ① 令和2年請願第3号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書を国に提出することを求める請願

2 出席委員(7名)

委員長	小 泉 康 二 君	副委員長	佐 藤 昭 雄 君
委員	滑 川 友 理 君	委員	田 中 真 己 君
委員	高 倉 富 士 男 君	委員	須 田 浩 和 君
委員	福 島 辰 三 君		

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(1名)

議 長 安 藏 栄 君

5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長	田 尻 充 君		
市長公室長	小 田 木 健 治 君	政策企画課長	宮 川 孝 光 君
総務部長	園 部 孝 雄 君	総務部参事兼 人事課長	天 野 純 一 君
財務部長	白 田 敏 範 君	税務事務所長	小 川 喜 実 君

財務部参事兼 財政課長	梅 澤 正 樹 君	市民税課長	安 里 裕 行 君
資産税課長	関 根 豊 君	収 税 課 長	佐々木 信也 君
市民協働部長	川 上 幸 一 君	市 民 協 働 部 長 副 部 長	小 嶋 いつみ 君
市民協働部 参事兼 スポーツ課長	柏 直 樹 君	防 災 ・ 危 機 管 理 課 長	小 林 良 導 君
生活環境部長	佐 藤 則 行 君		
議会事務局長	小 嶋 正 徳 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 総 務 課 長	関 谷 勇 君
議 事 課 長	永 井 誠 一 君		

6 事務局職員出席者

議事課副参事 兼課長補佐	大 嶋 実 君	書 記	武 田 侑未子 君
-----------------	---------	-----	-----------

午前10時 0分 開議

○小泉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症予防対策といたしまして、本日の執行部の出席は最小限にとどめることとしておりますので、あらかじめ御了承を願います。

なお、この際、報告します。本日、一般傍聴人が1名お見えになりますのでよろしく願いいたします。

[傍聴人入室]

○小泉委員長 それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表及び請願文書表のとおり、議案第80号ほか3件、それに請願1件であります。

それでは、審査の進め方について、お諮りいたします。委員会の審査日程が2日間となっておりますので、本日は、初めに執行部に提出議案等の説明を求め、その後、質疑を行いまして、明日、御意見等を伺った後、採決を行い、しかる後に、請願の審査を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小泉委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次にお諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第80号ほか3件を一括議題としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小泉委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から、順次、提出議案等の説明を願います。

なお、5月28日の当委員会で請求いたしました資料につきまして、本日執行部から提出を受けておりますので、議案の説明と併せて説明を願います。

それでは、初めに、議案第80号 水戸市市税条例の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

安里市民税課長。

○安里市民税課長 議案書①の1ページから3ページ、市議会議案第80号 水戸市市税条例の一部を改正する条例につきまして、財務部市民税課及び資産税課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由でございますが、税制改正及び新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る地方税法等の改正に伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容でございますが、(1)税制改正関係につきましては、令和2年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律などに基つき、規定を整備するものでございます。

まず、ア、個人市民税に関する改正については主に2点ございます。1点目が、(ア)非課税基準の引上げとなります。均等割または所得割の非課税の基準額に10万円を加算し、それぞれ非課税基準を引き上げるものです。

2点目が、(イ)基礎控除の見直しに伴う調整控除の改正です。調整控除は、資料米印に記載があるとおり、

平成19年に実施された所得税から住民税への税源移譲に当たり、所得税と住民税の基礎控除額などの相違による負担増を調整するために設けられたものですが、今回の税制改正により、合計所得が2,500万円を超える納税義務者については、基礎控除が適用除外となることから、調整控除も同様に適用除外となるよう規定を整備するものです。

次に、イ、固定資産税に関する改正については主に2点ございます。1点目が、(ア)相続人等の現に所有している者の申告の制度化です。所有者不明土地等の課題への対応として、所有者情報の円滑な把握を図るため、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、相続人等の現に所有している者に必要な事項を申告させる規定を整備するものです。

2点目が、(イ)地域決定型地方税制特例措置の改正です。地域決定型地方税制特例措置、いわゆる、わがまち特例について、地方税法の改正に伴い、新設または廃止による関係規定を整備するものです。

まず、a、新設については、(a)浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る特例措置となっており、対象資産は、水防法第15条の6第1項の規定により浸水被害軽減地区の指定を受けた土地です。軽減割合は、固定資産の課税標準を2分の1に軽減するものです。令和2年4月1日から令和5年3月31日までに浸水被害軽減地区に指定された土地に適用し、特例期間は、浸水被害軽減地区の指定を受けた日以降の課税年度から3年度とするものです。

b、廃止については、(a)中小事業者等が取得した大気汚染防止法に規定する指定物質排出抑制施設の償却資産及び(b)都市再生特別措置法に基づき、認定誘導事業者が整備した公共等の用に供する家屋及び償却資産に対する特例措置を廃止するものです。

ページを返していただきまして、2ページを御覧願います。

ウ、たばこ税に関する改正は主に3点ございます。まず、1点目が、(ア)たばこ税の税率の引上げです。市たばこ税を1,000本当たり現行の5,692円から6,122円とし、430円増税するものです。なお、引上げは令和3年10月まで段階的に実施する予定となっており、参考に、国、県、市のたばこ税の税率改正の表がございますので、御参照を願います。

2点目が、(イ)加熱式たばこの課税方式の見直しです。加熱式たばこの課税標準の算定については、平成30年10月1日から重量及び小売価格による換算方式に見直しましたが、当該見直しは、令和4年10月まで段階的に実施することとなっているため、関係規定を整備するものです。

3点目が、(ウ)軽量の葉巻たばこの課税方式の見直しです。軽量の葉巻たばこは、紙巻きたばこ形状が似ているものの税負担が低く抑えられており、公平性の観点から、1本当たりの重量が1グラム未満の軽量の葉巻たばこの課税方式について、従来の重量比例課税方式から、当該葉巻たばこの1本を紙巻きたばこの1本に換算する方法への見直しを実施されます。ただし、税負担の増加影響を緩和する経過措置として、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻きたばこ0.7本に換算するため、関係規定を整備するものです。

次に、(2)新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係については、令和2年4月30日に交付された地方税法等の一部を改正する法律に基づき関係規定を整備するもので、主に3点ございます。1点目、ア、個

人市民税に関する改正については、新型コロナウイルス感染症などによりイベントの中止などをした主催者に対する払戻請求権を放棄した場合、その相当額について寄附金を支出したものとみなして、寄附金税額控除を適用する特例規定を新設するものです。

2点目、イ、固定資産税に関する改正については、地域決定型地方税制特例措置、いわゆる、わがまち特例について、生産性革命の実現に向けた固定資産に係る特例措置を拡充するものです。対象資産は、生産性向上特別措置法に基づき中小事業者等が取得をした労働生産性の向上、企業収益向上に直接つながる機械装置などととも取得をした事業用家屋及び構築物で、軽減割合は固定資産税の課税標準をゼロとし、全額軽減と定めるものです。令和2年4月30日から令和3年3月31日までに取得をした固定資産に対して適用し、特例期間は、事業用家屋及び構築物の取得日以降の課税年度から3年度とするものです。

3点目が、ウ、軽自動車税に関する改正です。軽自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置は、消費税増税に伴う対応として令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得をした自家用軽自動車について適用することとしておりましたが、当該期間を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得をしたものを対象にするものです。

3、施行期日については公布の日からとするものです。ただし、たばこ税に関する規定は令和2年10月1日から、個人市民税に関する規定は令和3年1月1日からとするものです。

なお、3ページ以降に新旧対照表及び関係法令の参照条文も記載しておりますので、御参照願います。

続きまして、5月28日の当委員会において資料の請求をいただきました、軽自動車税環境性能割の課税につきまして、市民税課提出の資料により御説明いたします。

まず、1、軽自動車税についてでございますが、軽自動車税には取得時に課税となる環境性能割と、所有に係る課税として毎年4月1日現在の所有者に課税される種別割がございます。そのうち、環境性能割は軽自動車の環境性能に応じて税率が設定されており、非課税、1%または2%の税率となっております。さらに、消費税増税に伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得をした自家用軽自動車については、税率を1%軽減する特例措置が講じられました。この環境性能割は、新車、中古車、または走行距離を問わず、通常取得のために要する価格が50万円を超える軽自動車を取得した場合に課税となります。

次に、2、軽自動車税環境性能割特例措置の延長につきましては、資料のとおり令和2年9月30日までとしていたものを、令和3年3月31日まで6か月延長するものでございます。参考として、軽自動車税環境性能割の税率の表を記載しております。表の2列目、税率となっているのが通常環境性能割の税率で、その右側の列が、税率を1%軽減した特例措置による環境性能割の税率となっております。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 次に、議案第81号 水戸市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

関根資産税課長。

○関根資産税課長 それでは、議案書①の5ページをお開き願います。

市議会議案第81号 水戸市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正

する条例につきまして、財務部資産税課提出の総務環境委員会資料により御説明いたします。

初めに、1の改正理由につきましては、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の改正により、地方における企業拠点の強化、具体的には本社機能の移転、拡充でございますが、これらを促進する特例措置が延長されたことを踏まえ、本市における固定資産税の特例措置を延長するため、関係規定の整備を行うものでございます。

次に、2の改正内容についてでございます。固定資産税の特例措置の対象要件となる地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期限を2年間延長し、令和4年3月31日までとするものでございます。

3の施行期日につきましては公布の日でございます。

参考といたしまして、条例の概要を、また2ページ以降に新旧対照表と関係法令の参照条文を記載しておりますので御参照願います。

説明は以上でございます。

○**小泉委員長** 次に、議案第92号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第3号）（ただし、別表中歳出中第3款、第4款、第7款及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く）について、執行部から説明を願います。

初めに、議案について、梅澤参事兼財政課長。

○**梅澤財務部参事兼財政課長** それでは、追加議案書②の1ページをお願いいたします。

市議会議案第92号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第3号）について、御説明いたします。

第1条で、歳入歳出予算にそれぞれ8億5,942万8,000円を追加し、総額を1,499億7,242万8,000円とするものでございます。

ページを返していただきまして、右3ページに、別表歳入歳出予算補正の款項ごとの補正額を示しております。詳細につきましては、議案書③、令和2年度補正予算に関する説明書により各担当から説明いたします。

議案部分については以上でございます。

○**小泉委員長** 次に、別表中歳出中第2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費について、天野参事兼人事課長。

○**天野総務部参事兼人事課長** それでは、議案書③、令和2年度補正予算に関する説明書の6ページ、7ページをお開き願います。

歳出について、御説明申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、市長の令和2年6月の期末手当を全額削減することに伴いまして、特別職の給与費を職員手当等について265万円、共済費について35万円、合計300万円を減額するものでございます。

○**小泉委員長** 次に、14目防災対策費について、小林防災・危機管理課長。

○**小林防災・危機管理課長** 引き続き6ページ、7ページ上段2行目を御覧いただきますようお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、14目防災対策費につきましては、新型コロナウイルスの感染のおそれが

ある状況における避難所の感染症対策を強化するため、簡易間仕切り800個を追加購入する資材費2,000万円を補正措置するものでございます。

○小泉委員長 次に、第10款教育費、6項保健体育費について、柏参事兼スポーツ課長。

○柏市民協働部参事兼スポーツ課長 それでは、資料10ページ、11ページをお開き願います。

表の最下段、10款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費につきましては、スポーツ振興経費において100万円を減額するものであります。内容としては、本市を拠点とし、重要な地域資源の一つであるプロスポーツ、2チームへの緊急支援金として、交付金を活用して400万円を増額するとともに、12、13ページをお開きいただき、東京オリンピック・パラリンピックの開催延期に伴い、記念事業実行委員会補助金を500万円減額するものであります。

次に、水戸黄門漫遊マラソン経費につきましては、開催中止に伴い実行委員会補助金を1,000万円減額し、同様に全国高等学校総合体育大会経費につきましても、大会開催中止に伴い実行委員会負担金を1,500万円減額するものでございます。

説明は以上です。

○小泉委員長 次に、第13款予備費及び歳入について、梅澤参事兼財政課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 それでは、12ページの下段でございませう。

13款1項1目予備費につきましては、これまでの執行状況を踏まえるとともに、今後の状況の変化に対応するための経費として1億円の増額をするものでございませう。

歳出予算は以上でございませう。

歳入の予算の御説明をいたします。

議案書③の2ページ、3ページをお開きください。

歳入の御説明をいたします。12款1項1目地方交付税につきましては、感染症予防対策事業に対して交付が見込まれる特別交付税として2,040万円を措置するものでございませう。

16款国庫支出金、1項国庫負担金につきましては、まず1目民生費国庫負担金では、生活困窮者自立支援事業及び介護保険低所得者保険料軽減に対する負担金を計上いたします。

また、2目衛生費国庫負担金では、感染症予防対策事業に対する負担金を計上し、合わせて1億1,830万6,000円を補正するものであります。

次の2項国庫補助金につきましては、1目総務費国庫補助金において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を4億300万円増額するものでございませう。

17款県支出金、1項県負担金、1目民生費負担金につきましては、介護保険低所得者保険料軽減費負担金として3,140万3000円を措置するものでございませう。

ページを返していただき、4ページ、5ページになります。

中段でございませう。19款1項寄附金、1目総務費寄附金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策としていただいております寄附金1,150万円を計上するものでございませう。21款1項1目繰越金は、今回の補正に要する一般財源として2億7,481万9,000円を措置するものでございませう。

令和2年度水戸市一般会計補正予算（第3号）の説明は以上でございませう。

○**小泉委員長** 次に、報告第29号 専決処分について（市長の期末手当の臨時特例に関する条例）について、執行部から説明を願います。

天野参事兼人事課長。

○**天野総務部参事兼人事課長** それでは、議案書①、41ページをお開き願います。

報告第29号 専決処分につきまして、御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長の期末手当の臨時特例に関する条例につきまして、次ページ、42ページのとおり、令和2年5月20日付で処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。内容につきましては、総務部人事課提出資料により御説明を申し上げます。

1の制定理由でございますが、令和2年6月1日を基準日といたします市長の期末手当を支給しないこととする特例措置を講じるため、条例を制定するものでございます。

2の制定内容についてでございますが、市長の期末手当につきまして、令和2年6月1日を基準日とする期末手当に限りまして、全額支給しないことを定めたものでございます。

3の施行期日につきましては、公布の日である令和2年5月20日でございます。

参考といたしまして、令和2年6月の市長の期末手当額を、また裏面には参照条文をお示ししていただきますので御参照いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○**小泉委員長** 以上で、提出議案等についての説明は全て終了いたしました。

それでは、これより順次、質疑を行います。

初めに、議案第80号 水戸市市税条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○**田中委員** 議案第80号の市税条例について、3点お聞きしたいと思います。

まず、1点目は、個人市民税の改正ですけれども、新型コロナウイルスの経済対策関係で、非課税基準を引き上げる、つまり非課税となる方が増えるというふうに考えていいのかどうかということなんですが、この10万円を加算することによって、影響はどのようなふうになるのかお聞かせいただきたいと思います。

○**小泉委員長** 安里課長。

○**安里市民税課長** ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

今回の非課税基準の引上げについては、税制改正関係の一環として改正するものでございますが、働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする観点から、特定の収入のみに適用される給与所得控除及び公的年金控除を一律10万円引き下げ、どのような所得でも適用される基礎控除を10万円引き上げる税制改正がございました。非課税の判定につきましては、合計所得によって判断することとなっております。給与所得者の場合、合計所得は給与収入から給与所得控除額を引いた額であるため、この給与所得控除が10万円引き下げられたことにより、所得金額が10万円増加することとなります。このため、非課税であった給与収入額が課税対象になることから、今回の改正で課税基準額のほうを10万円引き上げるという内容となっております。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 分かりました。じゃ、ほぼプラス・マイナス・ゼロということなんだとは思いました。そういうことでいいんでしょうか。もう一度説明をお願いします。

[発言する者あり]

○小泉委員長 安里課長。

○安里市民税課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えします。

給与所得者、年金所得者については、給与所得控除などが引下げになることと、基礎控除の部分が10万円引上げになることでプラス・マイナス・ゼロとなるんですが、それ以外の、例えば自営業者であるとか農業所得者であるという方は所得の算定は変わりがなく、基礎控除のほう引上げになるということになりますので、この非課税基準の10万円の引上げによって、これまで課税になっていたものが非課税になるような事例なども出てきます。

[「影響があるのですか」と呼ぶ者あり]

○安里市民税課長 今回の非課税基準を10万円引上げたことによる影響についてですけれども、令和2年度の課税状況を基にすると、均等割の非課税対象者のほうは300人程度増、所得割の非課税対象者の方については100人程度増になると見込んでおり、影響額として均等割の引上げによって約100万円の市税の減収、所得割については約16万円の減収になると見込んでおります。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 じゃ、2点目なんですけれども、所有者不明土地の関係で固定資産税の改正があるということでした。登記簿上の所有者が死亡し、その後の相続人等の所有者が申告する必要があるということなんですけれども、条文に現所有者というふうにあります。現所有者というのは、登記上は亡くなった人のままだんじゃないかというふうな理解をしていたんですけれども、相続人が何人いるかはそれぞれだと思いますが、それぞれいる相続人を現所有者というふうな扱いをされているんでしょうか。

それと、また現在、もちろん亡くなる方はいらっしゃるわけなので、相続が必要な資産というのが日々発生し、それに相続人代表者とかが決まらない、あるいは決まる例というのはどれぐらいの割合なのか、そういった実情をお聞かせいただきたいと思います。

○小泉委員長 関根課長。

○関根資産税課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

現所有者という形になりますけれども、今回地方税法のほうでは、法定相続人などを現に所有する者ということで定めてございます。また、現状なんですけれども、本市におきましては、所有者の方が死亡された場合などは相続人の方を調査して、納税通知者などの書類を送付するために、その方に相続人代表者届の提出をお願いしている状況でございます。その相続人代表者届などについては、現状といたしましては、ほとんどの方は御提出をいただいております。月でいきますと大体100件程度ぐらいは上がってきているのではないかなというところで感じております。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 分かりました。

3点目なんですけれども、資料の2ページの新型コロナウイルス関係ですが、イベント中止をした主催者に払戻請求権を放棄すれば、寄附金扱いとして控除するということになっていますが、何とか制度設計としては非常にややこしいとか回りくどいとか、これは国が決めたので仕方がないと思いますけれども、イベント主催者に対して直接補填というのがなかなかないということで、いろんな団体が苦勞されていることだと思うんですが、一つの策ではあると思っはいるんですが、聞きたいのは、対象としてもらえるイベントとそうでないイベントというのがあるのかと。つまり、規模の大小とか、例えば小さい演劇場だとか大きなスタジアムのイベントだとかいろいろあると思うんですけれども、そういう決まりはどういうふうになっているのか分ければ教えていただきたいと思います。

○小泉委員長 安里課長。

○安里市民税課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えします。

寄附金税額控除の対象となるイベントについて、委員会資料の17ページを御覧いただきたいんですけれども、5番、新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための関係法令の抜粋でございますが、そこでは指定行事ということで、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により中止などなった文化芸術、またはスポーツに関する行事のうち、不特定かつ多数の者から入場料金、参加料金その他の対価の支払いを受けて、当該対価の支払いをした者に見せ、聴かせ、または参加させる行事であって、政令で定めるものとなっております。政令のほうでは、主催者の申請に基づき文部科学大臣が指定をするものというような形になっており、具体的には音楽コンサート、エンターテインメント、博物館などの館内イベント、プロスポーツの試合の観戦、またはマラソン大会などの参加型のイベントと規定されており、規模の大小にかかわらず、広く対象にするような目的というふうに聞いております。

○田中委員 分かりました。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

福島委員。

○福島委員 この中で、資料の下から8行目、浸水被害軽減地区の指定を受けた日以降の課税年度から3年度が特例期間ということだけでも、その上の適用条件が、令和2年4月1日から令和5年3月31日までに浸水被害軽減地区に指定されたものと書いてあるんですが、これはいつ指定したんですか。

○小泉委員長 関根課長。

○関根資産税課長 ただいまの福島委員の御質問にお答えします。

指定される地区のほうは今のところ予定はないということで、この間に指定された場合にはというところの期間になっています。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、これは現在の対象はないが、今後台風や何かで浸水被害が出るという想定の下での軽減税率なんですか。

○小泉委員長 関根課長。

○関根資産税課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回の、浸水被害軽減地区でございますが、これは水防管理者が例えば輪中堤防ですとかそういったもの

が、当市に存在する地区で、浸水の拡大を抑制する効力があると思われる場合にその地区を指定するというものになってございますが、現在は指定するところはないということは聞いておりますが、今後のことも想定されますので、民地などにおいて例えば該当するようなところが出た場合にはということで条例の制定をしていくものでございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、その上に対象資産として、水防法第15条の6第1項の規定により浸水被害軽減地区の指定を受けた土地ということなのですが、これは現在水戸市にはないと。じゃ、予測されるのは、これから令和5年3月31日までに水害があつて指定されたときには適用されると、そういう意味ですか。

○小泉委員長 関根課長。

○関根資産税課長 ただいまの御質問にお答えします。

水害が出た場合というわけではないんですけども、そういった土地として洪水の氾濫を防御するような輪中堤防などがあつた場合に、そこが指定された場合には税金の特例措置を適用するというところでございまして、今のところ全国では1か所が指定されているというふうな状況でございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、ほとんど水戸市にはないかもしれないけれども、今までに水戸市の水害がひどいってことが、この間も藤井地区とか飯富地区で水害があつただけけれども、それは対象外だということ。分からないんだよ、全然、現実に即応していないから。

○小泉委員長 関根課長。

○関根資産税課長 ただいまの御質問にお答えします。

浸水被害を受ける地区ではなくて、浸水被害を防ぐような構造があるような土地というところを想定しております。なので、全国でいうと輪中堤防というような形の構造物ですとか、そういったものが対象になっております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、我々が想像するに、前に根本町で水害があつて、水府町でもあつたと。今、堤防を造りました。ああいう地域のことを言うのですか。これが地方税法の改正で出てきたということは、水戸市の被害は今までにあつただけけれども、なぜこれが出てきたかというのは、今言った水府町とか根本町というのは水害があつて、激特事業ということで100億円かけて、あそこにあつたプラザホテルを移転させて全部堤防を造つたんですが、そういう造つた堤防が決壊したらば、ここは対象地域になるということなの。本当に分からないね、何でこういうのが今出てきたのかということが。

○小泉委員長 関根課長。

○関根資産税課長 説明不足で申し訳ありません。

今回の浸水被害軽減地区の指定というものは、水防管理者がそういう浸水想定区域内において輪中堤防ですとかそういったものの存在する土地の区域で、浸水の拡大を抑制する効果があると認められるものを指定すると。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 幼稚園生の質問で悪いんだけど、輪中堤防というものは何なの。輪中堤防という、その意味が分からない。

○小泉委員長 関根課長。

○関根資産税課長 輪中堤防でございますけれども、例えばある特定の区域、集落などを洪水の氾濫から防御するような形で、その周囲を例えば囲んで設けられたような堤防のようなものなどを言っています。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 いいけれども、例えばこの間、飯富、藤井地区で堤防が決壊して水害があったと。今、堤防を直しましたよね。ああいうのは輪中堤防とは言わないんだ。あの藤井地区の堤防が決壊して水害があったけれども、それを阻止するためにまた直したんです。まだこれから大水が来れば決壊する可能性もあるわけで、藤井川とかがね。輪中堤防というのは何を指して輪中堤防というのですか。

○小泉委員長 堤防じゃなくても形状上そういう堤防になっているということですよ。

○関根資産税課長 輪中堤防のほかにも自然堤防というような森の構造物ですとか、土砂が堆積したとか、そういったところも含まれるんですけども、今のところ水戸市のほうではそういったものはないということでございます。

○福島委員 そうすると、質問しても分からないということだ。

○小泉委員長 ちなみに、全国的のその1例というのはどちらの県なんですか。

○関根資産税課長 全国的に1か所と先ほどお話しさせていただきましたけれども、これは岐阜県のほうのものでございます。

○小泉委員長 全国でその1か所のみということなんですね。

[発言する者あり]

○小泉委員長 ほかにございませんか。

小林防災・危機管理課長。

○小林防災・危機管理課長 私のほうから、ただいま輪中堤など、今回の浸水被害軽減地区のことについて補足説明をさせていただきます。

このたびの部分につきましては、1つ、輪中堤という例を挙げて説明が今なされましたが、改めてこのたびの対象となるものにつきましては、浸水拡大を抑制する施設として活用するために保全する部分、エリアのことを指定するものでございます。輪中堤という部分につきましては河川構造上特殊なものでございますので、分かりやすい例を挙げますと、通常、浸水拡大を抑制する施設というのはこれは堤防になります。堤防という部分については、当然、国や県の河川管理者が整備している施設または土地になります。ただ、ここで言う被害軽減地区というのは、本来、もともと国や県で堤防などが整備されていなくて、無堤防のような状況の中で少し小高い丘になっているような場所があった場合には、そこは自然堤防という形で民地で管理されているわけです。そういった部分をしっかり保全するために指定する制度がこのたびの被害軽減地区に当たりますので、そういった民地において税が軽減されるというような位置づけなんです。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 いや、言っている意味が何となく分かってきたんだけど、まだ我々議会で審議するのに無

駄な時間を過ごしたくないから、今回は地方税法の改正があるが、我が水戸市においては該当はありませんというふうに言ってくれなければ、我々は水戸の市議会議員だから、水戸市が困らなきゃいいんだから。だからそこら辺を委員長ね、整理して、やっぱり時間の無駄にならないようにね、日本全国で1つですよ、水戸市には関係ありませんよと、岐阜県でありましたというぐらいでお願いします。

○小泉委員長 はい。

ほかにございませんか。

〔「ちょっと待って」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 加熱式たばこと葉巻たばこ、たばこ税を上げていくんですが、これで水戸市はどのぐらい影響があって収入増になるのですか。

○小泉委員長 安里市民税課長。

○安里市民税課長 ただいまの福島委員の、この改正による影響についてお答えいたします。

まず今回の改正法は、税率の改正のほうと、さらに加熱式たばこの課税方式の見直しになるんですけども、加熱式たばこについてはそれぞれの種類によって税単価が異なっていることから、影響額のほうを算定するのがまずは難しいということで御理解をいただいた上で、加熱式たばこの見直しと、税率の引上げについては3年間にわたって行うということになっていまして、制度が完成する令和5年度については、総務省の試算に基づくと、最終的には2億3,700万円の増になるような見込みとなっております。

また、葉巻たばこの見直しにつきましては、今回税制改正のほうで出てきた資料を基にしますと、年間で190万円程度の増になると見込まれております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、大体できている想定額は一昨年ぐらいは19億円、20億円あったんだけども19億円がまだ入ってきているんですが、今の説明だと2億3,000万円増えるという話なんだけれども、このたばこ税の収入の推移、この5年間ぐらい、20億円入りましたよ、19億円入りましたよ、今度は18億円ですよ、今度はまた19億円になりますよと、予測でもいいですから明日そういう資料をつくっておいてください。

○小泉委員長 委員の皆さん、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 では、執行部は明日、資料の用意をお願いいたします。

ほかに。

福島委員。

○福島委員 それでは、軽自動車の税率について聞きたいんですが、軽自動車税は水戸市へ入る収入ですから、市税ですね。そうすると、軽自動車にランクがあるよね。このランクというのはどうなっているのですか。これは全然分からないんだけど、排気量で課税されているのか、それとも重量税なのか、そこら辺の区分の明細というのはここに書いていないんだけど、我々は見たことがないんだけど、それを出してもらえますか。

○小泉委員長 安里市民税課長。

○安里市民税課長 ただいまの福島委員の御質問にお答えします。

軽自動車税の税の区分については、原動機付自転車をはじめ、四輪の乗用自動車から貨物用自動車などの種類によって異なっております。具体的には、原動機付自転車については50cc以下であれば2,000円であるとか、あるいは四輪の軽自動車につきましては、自家用の場合ですと1万800円が税額となっておりますが、これも税制改正が平成27年にございまして、平成27年3月31日までの登録者については7,200円というような形で、区分が自家用、営業用、さらに乗用と貨物用と分かれておりますので、明日資料を提出させていただきたいと思っております。

○小泉委員長 では、このような形で資料をお願いしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 では、明日、資料のほうをお願いいたします。

ほかにございませんか。議案第80号についてはよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、議案第80号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第81号 水戸市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

〔「ないです」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、議案第81号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第92号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第3号）（ただし、別表中歳出中第3款、第4款、第7款及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く）について、質疑のある方は発言を願います。

高倉委員。

○高倉委員 補正予算について、ちょっと2点お聞きしたいと思っております。

歳出のほうでお聞きしたいんですが、1つが防災対策費ということで2,000万円で、これは市指定避難所衛生確保緊急対策として、新たに簡易間仕切りを800個購入するというので、今、感染リスクがある中で大変こういったことというのは大事かと私も思います。それで、今回、新たに購入するパーテーションですか、この仕様とかサイズを教えてください。

○小泉委員長 小林防災・危機管理課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

このたび導入する間仕切りにつきましてはナイロン製のものとございまして、サイズにつきましては約2メートル掛ける2メートル、そして高さが1.8メートルのものを購入する予定でございまして。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 そうすると、高さがある程度あるものを今回購入するということですね。先日、国のほうで避難所運営ガイドラインが出されて、その中でなるべく、今回一般感染を防ぐ、より高さのあるものということがあったと思うんですね。それになかったものを今回用意するということですが、先日の議会の答弁の中で既に水戸市は1,000個を用意しているということなんですが、合わせて1,800個になるわけ

ですけれども、ちょっとこの写真なんかも見ますとね、高いものもあるし低いものもあるんじゃないかなと思うんですが、現有のサイズの中で、高いものと低いものというのはどのぐらいの数なんですか。

○小泉委員長 小林防災・危機管理課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

現在保有しております間仕切りにつきましては、合計1,000個で、高さが高い1.8メートルのものにつきましては350個、そして高さが1.2メートルのものにつきましては650個でございます。合わせて1,000個ということになっています。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 そうしますと、ある程度感染が防げる高さのある間仕切りというのは、今回の800個と今ある350個と合わせて1,150個になるわけですね。そうしますと、今、感染リスクがある中で避難所を開設するということになると、やはりこういった高いものを優先的に用意していくことになると思うんですね。また、各地域の配備についてもやっぱり低いものもあると思うんですね。やはり高いものをそろえていくということが必要だと思うんですが、その辺の考え方について。

○小泉委員長 小林防災・危機管理課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

間仕切りの配備につきましては、私どもは新型コロナウイルス対策を踏まえた避難所運営対策指針を策定いたしまして、策定の中において体調等に応じた避難所の割り振りを行ってございまして、これまでは全ての指定避難所であります市民センター、小学校、中学校に、地域の皆様には避難していただいたところでございますが、体調を踏まえたという部分につきましては小学校に一般の方、そして中学校には体調不良の方などに避難していただくところでございますので、特に中学校では感染リスクが高まることも想定されますので、中学校での背の高い1.8メートルの間仕切りを多用することを想定してございまして、小学校、市民センターなどでも使用していきたいと思っております。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 分かりました。ある程度その辺の考え方というのはもうできているということによろしいですね。

今回、そういったものを新たに購入するわけですから、その活用の仕方は、執行部のほうではできているんでしょうけれども、これから地域にそういうことをしっかり伝えて、避難所開設のことを丁寧にやっていかなきゃならないと思う。特に各地域の自主防災組織への今後の周知徹底の仕方、それが大事だと思うんですが。ひとつ心配なのは、今、各地域で防災訓練とかやっていますよね。でも、今このコロナ禍の関係で防災訓練自体が今年はやらないというようなことも出てくると思うんですが、今の考え方とか、今後どういふふうな形で周知徹底していくんでしょうか。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

新たなコロナ対策を踏まえた指針等につきましては、現時点では既に各地区の自主防災組織の皆様には文書等でお知らせをさせていただいているところでございますが、御指摘がありましたとおり、これまでは多

くの方に集まっていたいただき、防災訓練や研修を行っていましたが、やはりコロナ対策を踏まえすと、これまでどおりではなくて、やはり工夫しながら進めていく必要があると認識してございます。その部分につきましては、まずは役員さんなどの中心的な方に説明をさせていただきながら、丁寧に継続して地域への周知徹底を図っていきたいと考えております。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 分かりました。ぜひその点を踏まえてよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、歳出のほうでもう1点お聞きしたいのは、プロスポーツチームについての緊急支援ということで、今回補正予算で400万円ですね。今はこういうプロスポーツは、なかなか開催できないという状況で本当に大変だと思うので、少しでも感染症対策にこういったお金を役立てていただければなとも思ひます。

それで、各チームの、例えば水戸ホーリーホックであるとか茨城ロボッツの今の状況、またこれからリーグの再開があったとしても、例えば観客を入れるのか入れないのかとか、その辺の状況はいかがなんでしょうか。

○小泉委員長 柏スポーツ課長。

○柏市民協働部参事兼スポーツ課長 ただいまの高倉委員の御質問にお答えいたします。

プロスポーツ2チームの再開状況についてでございますが、まずサッカーJリーグのJ2水戸ホーリーホックにつきましては、2月23日にスタートをいたしました。1試合を行った後、中断をしております。この後、6月27日から再開をいたしまして試合を行ってまいります。そして、12月20日まで行う予定であります。今後の予定につきましては、7月9日までは無観客試合で行うということで、これには水戸ホーリーホックは2試合が該当しまして、ホームが1試合とアウェーが1試合該当いたします。また、7月10日から7月31日まで5試合あるんですが、こちらはホームが3試合、アウェーが2試合ございます。ここの7月10日から7月31日については、5,000人以下という入場制限、さらにはホームのお客様のみで、アウェーは呼ばないということになっております。8月1日以降についてはまだJリーグのほうから発表になってございません。

次に、プロスポーツのバスケットボール、茨城ロボッツにつきましては、今はオフシーズンになっておりますので、10月からリーグがスタートするということになりまして、まだこちらはBリーグのほうからスケジュールが出ておりませんが、例年でいきますと10月上旬から翌年の4月下旬がリーグになるという形になっております。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 分かりました。いずれにしても、やはり観客を入れて収入を得るとというのが一番各チームの収入源になると思うんですが、今、無観客の試合もあるということなんですが、施設使用料というのは取っていますよね。無観客の場合というのは施設の使用料などはどうなるんですか。

○小泉委員長 柏課長。

○柏市民協働部参事兼スポーツ課長 ただいまの施設使用料についての御質問にお答えをいたします。

該当するのは水戸ホーリーホックのホームスタジアムでありますケーズデンキスタジアム水戸が該当するかと思います。こちらのほうは、ケーズデンキスタジアム水戸の主競技場、メインのグラウンド、トラック、

フィールドを専用で使った場合、アマチュアスポーツ以外ですと、基準が50万円または最高入場料金の200人分のいずれか高いほうの金額ということになっております。したがって、もし無観客で行う場合には、入場料金を取りませんので50万円という形になります。また、最高入場料金が水戸ホーリーホックの場合4,500円になります。その200人分となりますと90万円になりますので、有料で入場が入ってくると90万円、約40万円の差額が出てくるという形になります。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 分かりました。

じゃ、最後に1点、この200万円というのは、使い方については何かこういうものに使ってくださいよというものがあって、またそれを報告するような義務というものはあるんでしょうか。

○小泉委員長 柏課長。

○柏市民協働部参事兼スポーツ課長 ただいまの200万円の使い方、それから、その執行の状況についてでございます。まず、水戸市内外に多くのファンを有します水戸ホーリーホックと茨城ロボットの2つのプロチームの特性を生かした地域貢献活動を行い、にぎわいの創出を図って、地域経済活性化に資する社会貢献事業に供する事業を行っていききたいというふうに考えております。具体的に言いますと、例えばホームゲームのときに飲食店や物販等のブースを設けて販売することによって、販路拡大のサポートや支援を行う、また選手を起用した新型コロナウイルス感染症の防止による啓発ポスターとか動画の作成、配布などを行ったり、オンラインや動画を生かした選手、トレーナーによるスポーツ教室、健康づくり等の配信などを今、検討しております。

執行に当たりましては、この支援金を有効に活用していただけるように補助金の交付要項等を定めて、事業の目的、対象の範囲等を明確に定めて、しっかりとPRし、公平かつ公正で適正な執行に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 スポーツ関係経費と申しますか、議案でいうと13ページのほうになりますかね。まず、水戸黄門漫遊マラソンですが、残念ながら中止ということですが、全額落とすわけではないようですが、この理由はどういうことなのか、まずお示してください。

○小泉委員長 柏課長。

○柏市民協働部参事兼スポーツ課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えをいたします。

水戸黄門漫遊マラソンにつきましては、今年度水戸市では補助金2,500万円とコース更新料経費50万円の合わせて2,550万円の予算を立てました。しかしながら、開催が中止になったことから、今後かかってくる経費またはこれまでかかった経費を差し引いた額を計上させていただきまして、1,000万円減の1,550万円でやっていきたいというふうに考えております。

具体的には、事務経費として約400万円、そして今あります物品の保管料が120万円、それから今年度新たに大会ロゴを作成する予定でおりますので、そちらの経費に120万円、さらに今回第5回大会をやる予定で、第6回以降はコースの更新年でもありましたので、その更新経費として100万円、それから大

会のエントリー、広告、PR等々でもう既に印刷や事業を進めていたり、また来年の大会に向けた経費として約750万円を想定してございます。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 分かりました。もう一つ、この全国高校総体、いわゆるインターハイも残念ながら中止ということなんですけれども、東京オリンピック・パラリンピックと重なって、北関東主体でやるというのも、それ自体調整もいろいろ難しかったんだろうと思うんですが、今回全部どちらも中止ということなんだと思うんですね。しかし、よく言われているのは、代替大会とかいろんな競技団体で計画しようという話も出ているかと思うんですけれども、例えば高校生でいえば、東京オリンピック・パラリンピックは来年やる方向でもちろんいくんでしょうが、高校生はもう卒業してしまえば終わってしまうわけなので、そういう意味では何かしらやってあげたい、やりたいという動きもあるんだろうと思うんですけれども、そういう関係は全く何か別予算で計画するという理解をすればいいんでしょうかね。これはもちろん費目が決まっているので落とす以外にないんだと思うんですけれども、そういう動きはどういうふうになっているかちょっと参考に聞きたいなと思います。

○小泉委員長 柏課長。

○柏市民協働部参事兼スポーツ課長 ただいまのインターハイの代替大会についての御質問にお答えをいたします。

今回この全国高校総体、いわゆるインターハイが新型コロナウイルス関係で中止となってしまいました。スポーツ庁のほうからも代替大会について都道府県単位ではあるけれども何かできないだろうか、やってもらえないだろうかということが高体連や高野連のほうに要請があったとうかがっております。私も水戸市におきましても、県の高体連や県の高野連と連携を図りながら、何か代替大会を開催するに当たって、水戸市として協力できないかということで現在模索しているところでありまして、高野連、それから高体連のほうではそれぞれの種目ごとに県大会等を開催するようなことをうかがっておりますので、今後それぞれの団体と協議しながら思い出に残る大会を開催していけたらというふうに考えております。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 そうですね、今後具体化されれば、ぜひ支援の方向で積極的に取り組んでいただきたいと思えます。

もう一つ、ちょっと戻りますけれども、避難所の関係なんですけれども、先ほどもやり取りされていた件に関連してですが、間仕切りを増やしますということで、避難所ですね、水戸市は感染症下の避難所指針というものを素早くつくられて非常に注目されていますし、画期的な素早い対応だと思っておりますけれども、これまでの1人2平米で指定避難所を開設して収容できる人数と、間を空けて避難させようという想定ですと、当然収容可能な人数が減るんだろうと思うんですけれども、水戸市としてはどういう想定をされているのか、また、3.11ではどれぐらい最大で収容したのか、そういった辺りをちょっとお聞かせください。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

収容人員につきましては、このたび導入する間仕切りを完全に使った場合には、収容人員自体はおおむね

変更はない状況でございます。ただ、私どもも万全を期する、さらには市民の皆様が間仕切りには入ったとしても、隣との間隔を置いてほしいとか、不安を払拭するために、間仕切りを設置して、隣の間仕切りまで1メートル、2メートルと間隔を空けた場合には、最大収容人員の5割程度になるということも想定して対応しているところでございます。

東日本大震災の避難状況でございますが、東日本大震災のときには最大避難者数が1万2,509名でございました。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 とすると、万全を期すという場合の、つまり10割と5割というのはどれぐらいの人数なのかも教えてほしいんですけれども。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

収容人員につきましては、水戸市の指定避難所82か所における最大収容は14万人と算定してございます。よって、半分になった場合には7万人となります。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 分かりました。今回の資材は間仕切りということで1,800個になると思うんですが、それはさっきもやり取りしていたその体調不良者などを多く収容を予定している中学校とかということなんですけれども、今おっしゃった幾つかの数字から見て、今後も増やすということなのか、取りあえずこれで十分という想定の数なのか、その辺はどうなんでしょうか。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

間仕切りの数につきましては、現時点の1,800個の算定につきましては、過去甚大な被害が発生いたしました東日本大震災のときに、全壊や半壊などにおいて御自宅で生活が難しい方という部分で1,800個という数を算出したところでございます。数につきましては、当然あらゆる状況に備えていかなければなりませんので、今後増やすことについては検討してまいりたいと思っております。さらなる強化を図っていきたいと思います。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小泉委員長 ないようですので、議案第92号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第29号 専決処分について（市長の期末手当の臨時特例に関する条例）について、質疑のある方は発言願います。

よろしいですか。

[発言する者あり]

○小泉委員長 それではよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○小泉委員長 ないようですので、報告第29号についての質疑を終わらせていただきます。

以上をもちまして、議案第80号を除き、質疑は全て終了いたしました。

なお、本日の委員会で資料請求がありました部分に関しましては、明日御用意のほどよろしく願いいたします。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時に開会いたしますので、御承知おき願います。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時13分 散会